

山形県国土利用計画（第5次）・土地利用基本計画について

県では令和3年3月に、山形県国土利用計画と山形県土地利用基本計画を統合した山形県国土利用計画（第5次）・土地利用基本計画を策定しました。

本計画は、国土利用計画部分と土地利用基本計画部分で構成しています。

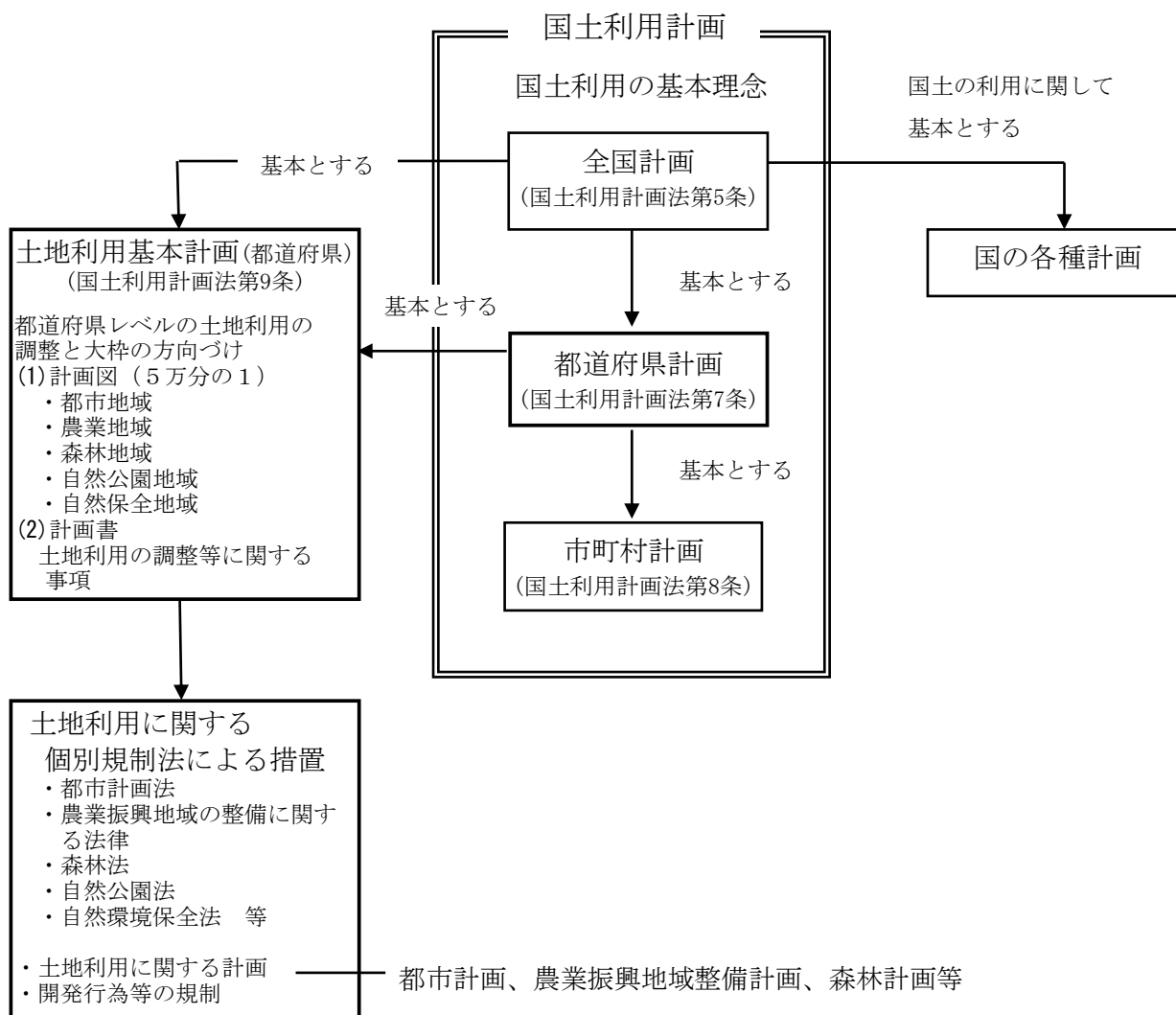
1 国土利用計画の体系

(1) 概要

国土利用計画は、国土利用計画法に基づいて策定され、国土の利用に関して他の計画の基本となるもので、全国、都道府県、市町村計画がある。

県計画は、国土利用計画法第7条の規定により全国計画を基本に、県土の利用に関して必要な事項を定めているもの。

(2) 国土利用計画の体系



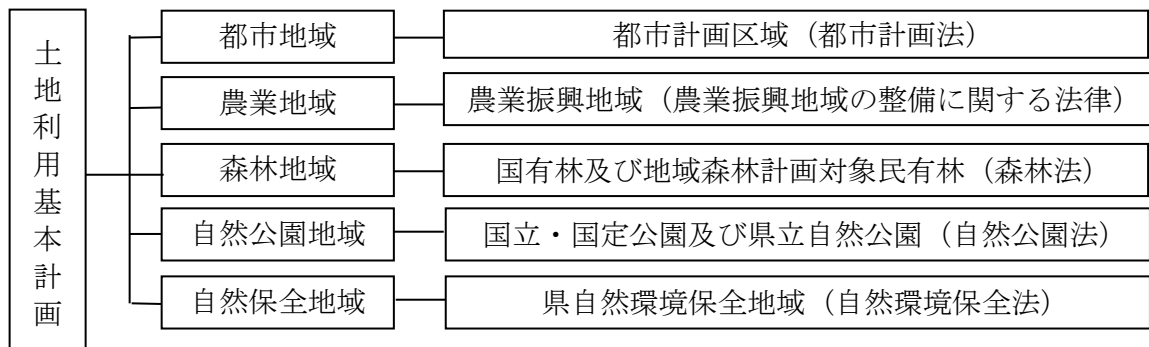
- (3) 国土利用計画に定める事項は次のとおり。
- (1) 国土の利用に関する基本構想（国土の総合的・計画的な利用の基本方針）
 - (2) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別概要
 - (3) (2) を達成するために必要な措置の概要

2 土地利用基本計画の概要

国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として定めているもので、都市計画や農振計画などの土地利用に関する個別計画の上位計画に位置付けられている。

県土を個別規制法に対応した形で、①都市地域 ②農業地域 ③森林地域 ④自然公園地域 ⑤自然保全地域 の5地域に区分し、重ね合わせて表した『**計画図**』と、県土利用の基本方向や五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針等を記載した『**計画書**』とで構成される。

この計画の策定及び変更を行う場合は、あらかじめ総合政策審議会土地利用部会や国土交通大臣、関係市町村長の意見を聴くこととされている。これまで、社会情勢を取り巻く変化等に対応して、ほぼ毎年変更を行っている。



(参考) 山形県土地利用基本計画の地域別状況

地域区分	面積 (ha)	割合 (%)
都市地域	126,662	13.6
農業地域	337,327	36.2
森林地域	669,218	71.8
自然公園地域	153,520	16.5
自然保全地域	4,892	0.5
五地域計	1,291,619	138.5
白地地域	5,940	0.6
県土面積	932,315	100.0

- (注)
- ・令和6年3月現在の面積である。
 - ・五地域間には重複がある。

土地利用基本計画に定める重複地域における土地利用優先順位 【山形県】

五地域区分	五地域区分 細区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然環境保全地域	
		及び用途地域	市街化調整区域	市街化その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域	■										
	市街化調整区域	⊗	■									
	その他	⊗	⊗	■								
農業地域	農用地区域	⊗	←	←	■							
	その他	⊗	A	A	⊗	■						
森林地域	保安林	⊗	←	←	⊗	←	■					
	その他	②	B	B	④	⑤	⊗	■				
自然公園地域	特別地域	⊗	←	←	←	←	○	○	■			
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	⊗	■		
自然環境保全地域	特別地区	⊗	←	←	←	←	○	○	⊗	⊗	■	
	普通地区	⊗	○	○	○	○	○	○	⊗	⊗	⊗	■

《凡例》

⊗ 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複しないもの。

← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。

○ 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。

A 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整及び都市機能の無秩序な拡散の抑制を図りながら都市的な利用を認める。

② 都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。

B 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整及び都市機能の無秩序な拡散の抑制を図りながら都市的な利用を認める。

④ 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。

⑤ 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認める。

⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていく。